

一兩名ノ私社ノ付テ正或、解社ニ付ノ支拂ノ用紙ニ一ノ
夫ニ近、拙方以及之ノ控奉、如クハ之ニ許由テトシテ
亦其仕ル地ニ多ク命仕地ハ何處ニ由テトシテ
主入、三ノ一トシテ各所ニ上立、本部ニ於テ更ニ
確ニセシテノ控奉ノ多ク地ニ此ト命、此トシテ、

11/53

字

勞務第八一。課

昭和三年七月二十日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿
社 倉 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知
静岡 福島 千葉 埼玉 栃木 群馬 山梨
長野 茨城 新潟 各廳 府 縣 長 官 官 殿

関東電氣勞働組合、解雇及對運動ニ關スル件

(第二報)